解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

岡山市中区四御神五二六番地三

株式会社共栄建装

代表清算人　松井　善幸

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

岡山県倉敷市神田一丁目一九番三五号

有限会社竹内工業所

清算人　竹内　益巳

解散公告

当社は、令和八年五月十三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

山口県柳井市柳井三五六九番地三

Ｎコンサルティング株式会社

代表清算人　角田　成駿

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

福岡県北九州市小倉南区吉田にれの木坂一丁目三番一五号

株式会社ハッピーコネクション

代表清算人　西郡　剛

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

佐賀県武雄市朝日町大字中野８０３１番地

株式会社ジャパネシアランゲージスクール

代表清算人　本村　智子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

大分県豊後高田市美和二四七三番地六

株式会社日興製作所

代表清算人　小畑　雄嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

鹿児島市田上二丁目三番三号

有限会社七呂勇工務店

清算人　七呂　勇次

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

沖縄県浦添市伊祖一丁目五番二号

特定非営利活動法人メンタルケアＬｉｎｋ

清算人　徳里　政亮

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

千葉県船橋市本中山七丁目二一番一号

医療法人社団光和会

清算人　宇田川美和子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の妙覚寺責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

島根県大田市川合町川合二二二四

宗教法人　妙覚寺

代表清算人　菅　秀範

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

秋田県鹿角市花輪字不動平一番地一六

農事組合法人かづのきのこ培養センター

清算人　木村　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

神奈川県横浜市中区本牧町一丁目五一番地

本牧タウンハイツマンション管理事務室

本牧タウンハイツ管理組合法人

清算人　渋谷　幸夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は令和八年五月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

兵庫県姫路市飾東町塩崎四九三番地

塩崎土地改良区

代表清算人　菅原　弘己

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月八日

鹿児島県日置市伊集院町清藤二〇〇六番地八

医療法人清風会

清算人　清田　隆二